

Title	ジャン・ダリダン著 インフレーションの父、ジョン・ロー : Jean Daridan, John Law, Pre de l'Inflation, 1938.
Sub Title	
Author	下田, 博
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.11 (1939. 11) ,p.1485(79)- 1495(89)
JaLC DOI	10.14991/001.19391101-0079
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19391101-0079">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19391101-0079</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジャン・ダリダン著「インフレーション  
の父、ジョン・ロー」

—Jean Daridan, John Law, Père de l'Inflation, 1938.—

下 田 博

本書題して「インフレーションの父、ジョン・ロー」(John Law, Père de l'inflation.)とす。しかしながら、著者ジャン・ダリダン(Jean Daridan)が、本書において展開せんとしてをるのは、ローのインフレーション理論たるよりも、寧ろ、彼の傳記であり、それも、彼の有名なる「土地銀行案」の失脚より、その惨めなる最後に至るまでの晩年の部分である。

「一千六百九十四年四月九日の眞晝、麗かな春の日影を浴びて、二人の若者は倫敦のブルームズベリ・スクエアの中央に於いて、生命を賭して闘つた。其の一方はローリストンのジョン・ローであつた。ローの短剣の一閃は、相手方のエドワード・ウィルソンに長さ二吋、深さ五吋の致命傷を與へて見事に之れを斃したのであるが、彼れは直ちに其の場に於いて拘引せらるゝことゝ爲つた……彼れ等兩人の確執の原因は、ローレンス夫人であるともいふし、

ジャン・ダリダン著「インフレーションの父、ジョン・ロー」

又はエリザベス・ヴィルヤーズ嬢、即ち後のオークネー伯爵夫人であるとも傳へられてゐる。ローは同年同月二十日、殺人の罪名の下に死刑を宣告せられた。而も彼れは、其の友人の助を得て、刑の執行前二日、麻酔劑を用ひて獄卒の監視を免れ、窃かに用意した鑪で鐵鎖を斷ち切つて、キングス・ベンチ獄舎の高壁を攀じた。而してサッセックスの岸には、既に一艘の船が彼れを海外に運ぶが爲めに繋がれてゐた。

わが高橋誠一郎教授の流麗なる筆によつて描かれたる、このローの決闘事件は(改造社版「經濟學全集」附録「經濟學月報」第十七號参照)、一六七一年四月エディンバラの富裕なる兩替商ウィリアム・ローの子として生まれ、同地において教育をうけたローが、二十歳にしてロンドンに來てから數年にして起これる事件であるが、しかも、その間、「伊達氣質」と「賭けごと」との風靡せる當時のロンドンにおいて、彼は唯だ足繁く賭場に通ひ續けてゐたのである。

だが、生來數理感念に明敏にして、且つ、機才と好奇心とに富める彼は、夙に、その設立を繞つて重大なる論議の的となれる英蘭銀行(一六九四年設立)に興味をもち、これに關する論著を讀み、また時流に倣つて、ジョン・ロック及びウィリアム・ペティー等の政治算術の研究に熱中した。かくて、敍上の決闘事件後、オランダに逃れ、アムステルダムにおけるイギリス駐在官の下に秘書となれるとき、彼の注意を眞先きに惹けるものはオランダの銀行制度であり、アムステルダム在住中彼はその研究に没頭したといはれてゐる。而して、一七〇〇年、スコットランドに歸るや、その翌年初頭に匿名を以て Proposals and Reasons for constituting a council of trade for Scotland, 1701. なる一書を著したといはれてゐるが、しかも、本書の眞著者が、ローにあらずして、英蘭銀行の創設者ウィリアム・パターソン(William Paterson)であることは、今日殆ど學界の定説とせられてゐる。然るに、本書の刊行後四年に

して出版せられたる Money and Trade considered, with a proposal for supplying the nation with money, 1705. がローの眞著であることは殆ど議論の餘地がない。しかも、彼が生涯の大半を擧げてその實現に努力せる「土地銀行案」の骨子は殆ど本書の中に説き盡されてゐるといつてさしつかへなし。

二

然らば、ローの「土地銀行案」とは如何なるものであるか。その詳細は既に本誌(第二十七卷第十號、昭和八年十月號、第一四九頁―第一五九頁)に記せるところ、こゝに重複するを避けたいが、たゞ、彼の土地銀行設立のための活動を觀察する上に必要なかぎり、これを述べれば、彼の土地銀行案は、先づ、彼の貨幣理論の上に築かれる。

彼は國富の源泉を貨幣に求める。一國は、貨幣を有すること愈々多ければ、愈々富む、蓋し、一國における貨幣の豊富なる存在は、その國民をより完全に雇用し得るからである。即ち、これによつて、未耕地、無勞の民をなからしめるとともに、總て餘剩貨物の生産と又た低廉なる利子・運賃・生計費等とは愈々内外商業を發展せしむるに至るものである。しかし、それは貨幣が不變の購買力を維持するといふ前提の下に始めて可能である。もしも、貨幣にして、その購買力の喪失乃至減少を來さんか、より多くの貨幣たりとも、より多くの勞働者を雇用し得ぬ。購買力乏しき貨幣の増加は、唯だ名目賃銀の昇騰を來すのみにて、實質賃銀は變らない。然るに、國富の源泉を貨幣に求めたるローは、貨幣の數量増加が、その相對的價值低下を伴はぬ所以を確證しなければならぬ。こゝに問題の核心がある。

無論、一應、彼は時と共に萬物の價値の變るを認める。彼によれば、就中銀において然りである。即ち、印度發見以來、その量的増加は、その素材乃至銀貨において十分の一の減價を來した。しかし、これは普遍的である。だ

が、然らば、一國所有の貨幣數量が自國と歐洲との均衡以上に多ければ、その國の貨幣價值低減もしくは物價騰貴を來さないであらうか。かくして起これる、貨幣價值低減は、これまた、殆ど普遍的現象なるがゆゑに、より多量に貨幣を所有せる國は、より多量の貨幣の與ふる凡ゆる利益を享受すべきである。即ち、一國における貨幣の數量増加は同時に諸他の國々におけるその價值低落を來すがゆゑに、彼は、一國貨幣の數量増加の利益を力説するのである。然らば、一國貨幣の量的増加が何故に他國の貨幣の價值低落を來すであらうか。彼はこれを説明しない。だが、一國が貨幣の増加を來したと假定すれば、物價は騰貴し、輸入は増大し、纏て正貨の流出を來すであらう。この正貨は、外國に流入し、そこにまた貨幣の價值低落を來さしむるであらうが、それはその正貨がその國に流入されて後のことであらう。果して然らば、最初の一國は、彼の所説に反して、完全に貨幣價值の下落を蒙るであらう。彼はこの問題を如何に解決したか。

解決の鍵は彼の價值論にある。彼によれば、凡そ貨物はその充用せらるゝ諸用途から大なる價值を得るが、しかも、その價值は、その用途の貴重もしくは必要の程度如何によつて大小を決定せらるゝものではなくして、是等の貨物に對する需要に比例せるその數量の多少如何によつて決定せらるゝものである。故に、一國に需要せられる以上の貨幣か與へられるならば、貨幣は價值を減ずる、だが、一國における需要と同額の貨幣を與ふるときには、その貨幣の價值は低減しないであらう。然るに、商工業の擴大につれて、貨幣に對する需要は愈々増大するであらう。こゝに、彼のインフレーション政策の理論的根據が與へられるのである。

然らば、貨幣増加の方法は何か。彼は信用を以て恰も貨幣の増加と等しき效果及び利益を齎すものとみる。而して、彼の激賞する信用形態は、紙幣發行である。何故か。流通速度及び現存正貨を増加する二重の利益があるから

である。即ち、紙幣に依る支拂は短時間になされるがゆゑに、同一額が同一日に諸他の人々により使用せられ、幾回も流通する。故に、紙幣高が正貨高の假に三倍流通した場合には、商業上恰も三倍の正貨が存したと同じこととなる。されば、英蘭銀行の信用、即ちその紙幣總額が、假に五千萬に達すとすれば、この五千萬の紙幣は恰も一億五千萬の正貨の存在と同じ效果を齎す。従つて、同銀行はこれがため、恰も正貨一億の増加と同じ利益をイギリスに與へるであらう。更に、英蘭銀行はイギリスの商業及び凡ゆる方面に諸他の利益をも與へる、蓋し、同銀行は紙幣と等額の正貨を保藏せぬ上に、是等所藏正貨の大半を有利に利用するからである。だが、正貨に對する需要が、紙幣に對する需要を二、三百萬超過する場合はありうるから、信用維持のために正貨を保藏する必要があるが、正貨五千萬もあれば、紙幣一億の信用を維持するには充分である。故に、五千萬の眞實増加が得られる。否な更に、正貨五千萬は紙幣一億の信用を維持するが、この一億はまた正貨三億の通用をするから、英蘭銀行は、その信用と信用の得しむる迅速なる流通とに依つて、恰も貨幣數量二億五千萬の増加と同じ利益を國家に與へるであらう。

逆に、彼は、銀貨の貨幣としての不適當なるを力説する。といふのは、商工業の擴大と共に貨幣に對する需要は益々増大するが、この増大する需要と等額の貨幣の増加は貨幣の價值の低下を來さぬから、理想の貨幣はこれに對する需要に常に應じ得るものでなければならぬ。然るに、銀貨の増加は需要通りに行はれない。かくて、銀の量がこれに對する需要に即時適應せぬことは、銀を貨幣とせる國民の經濟的發展を著しく阻害した。即ち、彼等の多くは、既に彼等の間に締結せられた取引において必要な引渡の證券たるべき充分なる正貨の缺如に悩み、また所要の商品が自國に豊富なるに拘らず、これを買ひえない。のみならず、銀貨は、君主による改悪によつて、不確定なる價值をしか有しない。故に、宜しく、硬貨をすて、發行容易にして、よく同一の價值を有し、徒費乃至經費を要せ

すに保蔵せられ、千切るも損失なく、且つ一定の表徴を持ち得る」紙幣を以てこれに代ふべきである。「紙幣はその価値において如何なる變化をも受けぬ。蓋しその數量と需要とは兩者同時に増減するからである。」

然らば、紙幣は通用力を何處から得るか。彼は、先づ、一般に貨幣の通用力について、ロック及び諸他の著者の所説を批判しつつ、貨幣の通用力をその内在的価値に求める。即ち、貨幣は「人々の共通な同意」乃至「一片の公權力」によつて価値を得るものではない。貨幣に価値を與へるものは素材である。銀は素材として存したる時の割合で貨幣として承認された。もしも銀にして貨幣として使用される以前に何等の価値をも有せぬならば、それは決して貨幣として使用されぬ。何等の価値をも有せぬ物をば誰がその財産の価値として收受するを欲するか。然らば、貴金屬によつて保證せられぬ紙幣は何によつて貨幣としての通用力を與へられるか。答へは簡單である。彼は、こゝに、その価値を絶大且つ不動と認める一つの財を保證とする。土地これである。「土地こそは諸他の商品より遙かに確固たる価値を有する、蓋し土地は諸他の商品の如く量において増加せぬからである」。また、ある商品の種々な使用は、或は禁止され、或はこれを外國に輸出するために廢止される場合がある。即ち、銀を金屬として容器に使用するは廢せられ、これらの用途により適し得る或る合成金屬が代用せられる。この際銀は「使用されぬだけその価値の一部は減せられる」。然るに、「土地は使用されなくなることはあり得ない。誠に、如何なる物と雖も土地の所産なるがゆゑに、土地はその価値を保持すべきである。」否な土地に對する需要は漸次に増せばとて減することはない。故に、土地を保證とする紙幣に對する需要も亦た減することがない。然も、土地を保證とする紙幣は、常に、その需要と等額に發行し得る。かくて、その數量が常にそれに對する需要と等しきがゆゑに、紙幣は常にその価値を保持し得るであらう。

然らば、紙幣の所有者は、土地の債權者であるか。彼に従へば、寧ろ貸主の資格にある。然らば、利息を要求するであらう。この利息支拂のために、銀行は更に紙幣を發行すべきであり、かくて新たに紙幣を流通せしむるとすれば、紙幣価値は愈々下落しないであらうか。こゝにおいてか、彼は遂に強制通用力を賦與せられた紙幣を承認せざるを得ざるに至つたのである。而して、彼はこれを以て問題を解決し得たと考へた、しかし、それは決して解決されて居らない。彼の所言は、曩に、貨幣通用力を以て「人々の共通な同意」乃至「一片の公權力」によつて得られるものでなくして、何等かの素材によつて保證せられて始めて得らるゝものと做せる見解と酷く矛盾するものである。然も、彼は、貨幣に通用力を與ふるには一片の公權力を以て足ると結んで、然もこれ以上言及しない。

三

果して、彼が、土地を保證とし、強制通用力を有する、紙幣を發行する銀行、即ち、いはゆる「土地銀行」(Land Bank)案を掲げて、スコットランド議會に提出せるとき、スコットランド議會は、一七〇五年七月二十七日を以て、「凡そその種類の如何を問はず、強制通用力を有するが如き、紙幣信用の設定は、國民にとつて不得策である」と決議した。而して、彼に與へられたるものは、その不健全なる財政論の國民的悪影響を理由とせる、二十四時間以内における退去命令であつた。かくて、凡そ一七一五年まで、イタリー、ドイツ及びヴィエナ等を放浪したが、その間、彼は、賭事に没頭すると同時に、その土地銀行計畫を有力者に懇懇して已むことがなかつた。

然るに、マールカンチリズムの餘弊といはゆるアンシャン・レジムの惡制のもとに呻吟せる當時のフランス經濟界において、これが對策として、先づ差し當つて、提唱せられたる、當時の逼迫し紊亂せる財政に對する効果なき一時的糊塗的救済乃至改革運動に代つて、應て當時の社會經濟狀態に對する根本的批判的改革的新運動として重

農主義的自由主義的運動が唱道せられたが、然も當時の貧弱なる農業經營の故に、その實踐化の望み得べくもなかつたとき、こゝに、土地的鍊金術即ち土地を保證とする紙幣インフレーション政策を以て財界刻下の救済策と做すローの計畫が、時代の苦悶の救世主として萬人期待の裡に脚光を浴びて登場し來らんとする素地が與へられたのである。

即ち、ルイ十四世の死後、攝政オルレアン公(Duc d'Orléans)の賛成を得て、茲に、一七一六年五月二日を以て「一般銀行」(Banque Générale)設立の特許状を、同二十日同銀行の組織に關する勅令を與へられた。同銀行の資本金は六百萬リイヴルであり、額面五千リイヴルの株式千二百株より成り、而して紙幣の發行、手形の割引及び預金を業としたが、好評を受け、發行紙幣の信用は高まり、一七一七年四月十日の勅令はこれを以て納税するを一般に許すに至つた。

だが、彼に従へば、紙幣所持者は土地の債權者といはんよりは寧ろ貸主の資格に在るがゆゑに、彼への利息支拂のために銀行は更に紙幣を發行すべきであり、かくて新たな紙幣の流通による紙幣價值の低減を防ぐためには紙幣に對する需要を愈々喚起する必要がある。彼が、單に土地銀行の設立にのみ甘んぜず、諸種の事業の興隆に狂奔せる根因は即ち茲に在る。かくて、一七一七年八月、アメリカのルイジアナ(Louisiana)への植民を目的とせる「西洋會社」(Compagnie d'Occident)を設立せるを初めとし、一七一八年には煙草專賣權を獲得すると同時に、同年十二月「一般銀行」は「王立銀行」(Banque Royale)と改稱せられて國王の直屬銀行となり、翌年初頭彼はその支配人に任命せられ、而して「西洋會社」の株式が新銀行たる「王立銀行」の資産及び保證準備とせられるに至つた。然も、一八一九年、「西洋會社」は、「支那會社」(Compagnie de la Chine)と「東印度會社」(Compagnie des Indes

Orientales)とを合併して、「印度會社」(Compagnie des Indes)と改稱し、應て之が又た「アフリカ會社」(Compagnie d'Afrique)と「セネガル會社」(Compagnie du Sénégal)とを併合して、實に、フランスのヨーロッパ以外に對する對外貿易を支配するに至つたのである。加之、同年、「印度會社」は、造幣權を獲得し、國債償還を引受けるとともに、徵稅の權限をも掌握した。こゝに、紙幣インフレーションニストたるローの、金融と事業との連繫に依る、紙幣供給の不斷の均衡維持の宿願は略ぼ達成せられた。而して、巨額の配當の約束と共に、會社の株價が暴騰し、投機が盛んに行はれ、これがイギリスにも影響して「南海泡沫事件」(The South Sea Bubble)を誘致せるは史上に有名である。

然も、一七二〇年一月五日、ローが遂にフランスの「財務總監」(Contrôleur Générale des Finances)に任ぜられ、而して同年二月二十三日、「王立銀行」が更に「印度會社」を合併するに及んで、こゝに、彼の理想とする國家信用を保證とせる紙幣發行計畫は殆ど全く完成せられたといつてよい。だが、この時既に反動の嵐は襲ひ初めた。即ち、會社の利潤の期待すべからざるを知る株式投機者は、株式を賣り、紙幣を正貨に換へんとした。これが爲め、ローは、勅令及び其の他の強壓手段に訴へたが叶はず、一七二〇年五月二十一日の銀行券の價值漸減に關する勅令は遂に恐慌を惹起し、兌換は停止せられ、同月二十七日、ローは、その職を免ぜられ、囂々たる非難のうちに、身を以てブラッセルに逃亡した。爾來、彼は、諸國を逃げ廻り、一時歸英したが、一七二五年イタリアに渡り、一七二九年三月二十一日ヴェニスにおいて誠に波瀾に富めるその生涯を閉ぢたのである。

この波瀾に富める「一代の大山師」の生涯自體、既にわれわれの興味を惹くに充分である。然も、彼の「計畫」の失脚が應てフランス社會經濟に與へた影響の複雑にして且つ重大なるを想へば、從來、彼に關する著書論文が、左の

如く、數多く公にせられたることは敢て疑ふに及ぶべきでない。

- Secret du Système de M. Law dévoilé en deux lettres écrites par un duc et pair de France et un mylord Anglais, La Haye, 1721.—J. P. Wood, Memoirs of the life of John Law of Lauriston, Edinburgh, 1824.
- A. Jobez, Urie préface au socialisme, ou le système de Law et la chasse aux capitalistes, Paris, 848.
- A. Cochut, Law, son système et son époque (1716-1729), Paris, 1853.—E. Levasseur, Recherches historiques sur le système de Law, Paris, 1854.—Ad. Thiers, Histoire de Law, Paris, 1858.—J. Horn, Law, Leipzig, 1858.—H. Gravier, La colonisation de la Louisiane à l'époque de Law (octobre 1717—janvier 1721), Paris, 1904.—E. Levasseur, Law et son système jugés par un contemporain. (Séances et travaux de l'Académie des Sciences Morales et Politiques, t. 171, 1909, pp. 472-503.)—P. Cayla, Les théories de Law, Paris, 1909.—F. K. Mann, Les Projets de retour en France de John Law (1723). (Revue d'Histoire Economique et Sociale, 1910, pp. 41-47.)—Boulay de la Meurthe (Comte), Les dernières années de Law. (Annuaire-bulletin de la Société de l'Histoire de France, année 1912, pp. 90-118.)—F. K. Mann, Justification du Système de Law par son auteur. (Revue d'Histoire Economique et Sociale, 1913, n° 1, pp. 49-103.)—G. Oudard, La très curieuse vie de Law, aventurier honnête homme, Paris, 1927.—P. Harsin, Etude critique sur la bibliographie des œuvres de Law. (Bibliothèque de la Faculté de Philosophie et Lettres de l'Université de Liège, fascicule xxxix, 1928.)

然も尚ほ、茲に紹介せるグリダンは、特にローの生涯の晩年に對し、實に二百三十五頁の本書を擧げて、その究

明に努めんとする。よしや、著者の筆にして、ローの「畫策」失脚の理論的把握及び又たそのフランス經濟史乃至經濟思想史上における意義づけにおいて、われゝに教ふるに新たなる説を以てせず、唯だ彼の數奇なる後半生の敘述に努めて居るの點において、聊か諸者をして不滿の感を抱かしむるものありとはいへ、然も豊富なる第一次資料を縦横に驅使してものされたるローの後半生に關する刻明なる記述とその裡に自ら散見し得る當時の社會經濟思想及び状態に對する論及とがこの方面の研究を深める上に一礎石を新らたに提供せることは言を俟たないし、筆者が敢て本書を紹介する所以もまたこゝにある。

—一九三九・二〇・二九—